⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
５　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。
６　資格審査の結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
７　資格の有効期限
上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　共同体の名称は、「池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）○○・○○共同体」とする。
⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成23年12月16日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

岐阜㉓燃料施設新設土木その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成23年12月16日
支出負担行為担当官
東海防衛支局長　村上　喜仁
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　23
１　工事名　岐阜㉓燃料施設新設土木その他工事
２　工事場所　岐阜県各務原市
３　工事概要　燃料施設新設に伴う燃料タンク及び附帯工事
ア　燃料タンク新設（地中式3,000KL）１基
イ　受入ピット上屋（Ｓ－１　約330㎡）、受入ポンプ室（ＲＣ－１　約96㎡）及び払出ポンプ室（ＲＣ－１　約36㎡）の新設
ウ　既設建物解体　一式
４　工期　平成25年12月20日まで
５　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成23年12月16日から平成24年２月28日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒460―0001 愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１　東海防衛支局会計課契約審査係　電話052―952―8222
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
⑴　提出期間　平成23年12月17日から平成24年１月10日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月16日付支出負担行為担当官東海防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式７と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成24年１月11日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　装備施設本部長から「土木一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、東海防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した「土木一式工事」に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項審査数値欄の点数）が、1,200点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東海防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　代表者は、平成８年度以降に、元請けとして消防法で規定されている危険物を貯蔵する特定屋外タンク新設（地中式又は地上覆土式燃料タンクの容量1,000KL以上／１基）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成８年度以降に、地下又は覆土したコンクリート構造物新設（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎥以上の有効容量を有する現場打ちのコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
イ　建設業法の「土木一式工事」につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　「土木一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、本工事に対応する工種の施工能力の大小に関わらず、⑵構成員の技術的要件等アに示す代表者の施工実績を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
９　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。